

第 2 期江東区成年後見制度利用促進基本計画(案)

(令和 8 年度～令和 1 1 年度)

江 東 区

目次

1	計画の策定にあたって	1
(1)	計画の策定趣旨	1
(2)	計画の期間	1
(3)	計画の位置付け	1
2	成年後見制度を取り巻く現状	3
(1)	これまでの取組み	3
(2)	成年後見制度とは	4
(3)	成年後見制度の利用状況	4
3	成年後見制度の課題	6
(1)	権利擁護支援が必要な人の早期発見・支援	6
(2)	早期の段階からの相談・対応体制の整備	6
(3)	意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度	6
4	計画の基本的な考え方	7
(1)	基本方針について	7
5	具体的な取組み	8
(1)	地域連携ネットワークの体制整備の推進	8
(2)	中核機関の役割の機能充実	8
(3)	成年後見人等の養成・支援	9
(4)	制度の周知・啓発	11
(5)	制度の利用支援	12
6	計画の推進体制・進行管理	12
(1)	計画の推進体制	12
(2)	計画の進行管理	12
7	成年後見制度と日常生活自立支援事業の見直し	13
8	江東区成年後見制度利用促進協議会委員名簿	15
9	用語集	16

1 計画の策定にあたって

【1】 計画の策定趣旨

(1) 第2期計画策定の背景と目的

近年の人口減少や少子高齢化の進行、住民同士の関係の希薄化等を背景として、地域社会から孤立する高齢者等が増加しており、様々な課題が顕在化しています。

成年後見制度は、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重を基本理念とし、認知症や障害等により判断能力が十分ではない方のため、財産管理と身上保護を中心に、地域生活を支える重要な役割を果たしております。

第1期計画策定以後、少子高齢化の急速な進行により、単身高齢者等の世帯が増加し、孤立や高齢者虐待、ダブルケア等、支援の必要性が高まっています。今後も、課題の複雑化・複合化により、重層的な支援が必要な世帯の増加も予想されます。

こうした中、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者等の権利を守るための体制整備は重要です。

成年後見制度等、権利擁護を推進するため、制度の普及啓発、地域連携ネットワークの強化等、成年後見制度等の施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

【2】 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

【3】 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の第14条第1項に規定する市町村の講ずる措置に基づき策定するものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勧告して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 計画に関連する国の動向

令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけました。その上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組みをさらに進めることとしています。

※ 成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方イメージ



※ 出所 「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」(厚生労働省)

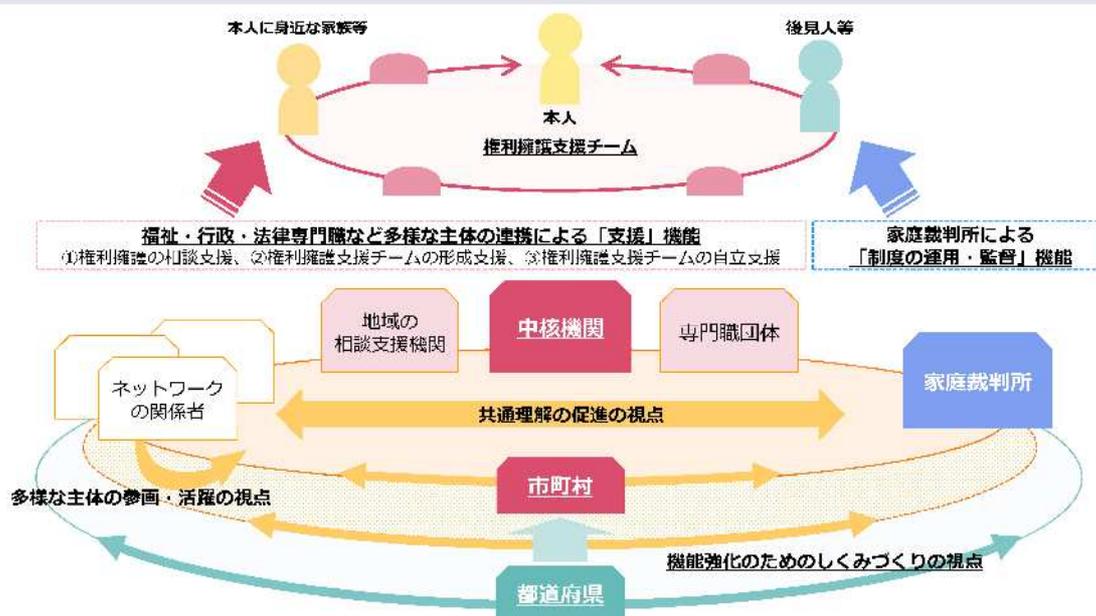
その上で、市町村の役割として以下の5点が挙げられています。

- ・ 地域連携ネットワークづくり (協議会及び中核機関の整備・運営など)
- ・ 権利侵害回復支援における主体的取組
- ・ 市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な実施
- ・ 担い手の育成・活躍支援
- ・ 市町村計画の策定

※ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



※ 出所 「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」(厚生労働省)

2 成年後見制度を取り巻く現状

【1】 これまでの取組み

区では、権利擁護に関する事業の一部を江東区社会福祉協議会に委託して実施しています。平成19年度に設置した権利擁護センターでは、これまで成年後見制度推進機関として、地域の関係機関・団体等のネットワークを活用し、制度に関する相談、利用支援、普及啓発等に努めてきました。

地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援の推進を図るため、令和2年度には江東区成年後見制度利用促進協議会を設置し、令和3年度には江東区成年後見制度利用促進基本計画（第1期）を策定しました。

第1期計画に基づき、令和5年4月には、区と権利擁護センターが協力し、専門的助言等の支援の確保や地域連携ネットワークのコーディネート等を担う中核機関として整備されました。

また、第1期計画期間中には、権利擁護支援チームが助言を受けることができる合議体として、権利擁護支援方針検討会議を設置し、後見人決定後の支援チームの状況を定期的に確認するモニタリングを開始しました。

【2】 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や障害等により物事を判断する能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人や補助人（以下「後見人等」といいます。）が、本人の意思を尊重しつつ、契約や財産管理、身上保護を行うことで、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

【法定後見制度】

判断能力の程度など本人の状況に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分類されます。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が、本人の利益を考えながら、代理権や同意権・取消権を活用することによって、本人を保護・支援する制度です。

【任意後見制度】

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

なお、成年後見制度については、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護を一層図る観点から、見直しに向けた検討が行われました。

（7「成年後見制度と日常生活自立支援事業の見直し」参照）

【3】 成年後見制度の利用状況

（1） 区長申立てについて

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、福祉を図るため特に必要があると認められるときは、区市町村長は、家庭裁判所に後見開始等の審判の申立てを行うことができます。

申立てができる親族がない場合など、区長申立てを行う際には、申立会議を開催し、申立人の有無、成年後見制度の必要性、本人の希望、申立類型（後見・保佐・補助）及び後見人候補者、申立費用の求償等の検討を行った上で、家庭裁判所へ審判の申立てを行います。

【江東区区長申立件数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区長申立件数	66	95	118	114

(2) 相談事業について

権利擁護センターでは、日常生活に不安のある高齢者や障害者などに対し、福祉サービスの利用に関するトラブルや疑問、権利擁護や成年後見制度に関する総合的な相談事業を実施しています。

【権利擁護センターにおける相談件数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉サービス 総合相談	10,593	10,724	11,369	11,377
うち成年後見制 度に関する相談	1,930	2,133	2,464	2,284

(3) 後見等報酬費用等助成について

高齢者や障害者が、地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、福祉の増進を図ることを目的として、後見人等への報酬を負担することが困難な低所得者等に対し、後見開始の審判申立費用、後見人等の報酬に係る費用を助成しています。

【成年後見人等報酬助成件数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
報酬助成件数	60	65	67	80

【成年後見等開始審判申立費用助成件数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申立費用助成件数	1	3	1	3

3 成年後見制度の課題

【1】 権利擁護支援が必要な人の早期発見・支援

成年後見制度の認知度が高まっておらず、制度の利用が進んでいないことなどから、これまで以上に制度の周知・啓発に努めていく必要があります。

認知症や障害等により、本人の判断能力が十分ではなく、自ら支援を求められない人を適切な支援につなげるためには、本人の状況変化等に気づきやすい立場にある身近な親族や地域住民、関係機関等が権利擁護支援の理解を深めていくことが重要です。

【2】 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断能力が十分ではない方に対しては、課題が深刻化する前の早期の段階で相談・支援につなげることが不可欠です。そのためには、支援のニーズや課題に気づきやすい介護や障害福祉のサービス事業者と、長寿サポートセンター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等との相互の連携が重要です。

また、権利擁護支援にあたっては、専門的判断も必要となるため、権利擁護センターや後見人等として支えている弁護士・司法書士・社会福祉士のような専門職団体や、関係する庁内各課とも連携を図り、幅広い相談支援体制の充実に取り組む必要があります。

【3】 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度

後見人等の主な役割は、判断する能力が十分でなくても本人の意思を尊重し、自分らしく生活できるよう支援することです。そのため、単に財産管理のみを行うのではなく、本人の意思を尊重し、その人の生活を支援すること（身上保護）が大切です。

後見人等がこのような後見事務を継続的かつ安定的に行っていくためにも、地域で後見人等を支援する体制を推進する必要があります。

4 計画の基本的な考え方

【1】 基本方針について

(1) 区長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

頼れる親族がない高齢者が増加する中で、成年後見制度における区長申立てを適切に実施することの重要性は、これまで以上に高まっています。令和6年の最高裁判所統計によれば、成年後見等の審判申立てにおいて、市区町村長による申立てが全体の23.9%を占め、本人23.5%、本人の子19.3%を上回り、最も多い割合となっています。

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)では、養護者による虐待の通報・届出のあった高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、適切に区長申立てをするものとされています。

区では、成年後見制度を必要とする人が必要な時に利用できるように、成年後見制度利用支援事業の周知を図り、区長申立てを適切に実施していきます。

(2) 担い手の確保・育成等の推進

中核機関の整備による潜在的権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性が増しています。

併せて、判断能力が十分ではなくなった本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等の選任、交代ができるようにするためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在する必要があります。そのため、専門職後見人、親族後見人、市民後見人、法人後見人等の育成、支援に努めていきます。

(3) 意思決定支援の浸透

本人の意思や価値観を尊重し、必要な情報を提供することで、自分で決定できる力を支援する意思決定支援は非常に重要です。

意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適切な時期に適切につながれるようになるほか、本人の意思や価値観を適切に反映できるようになると考えます。

5 具体的な取り組み

成年後見制度を含む総合的な権利擁護支援の充実を図っていくためには、地域住民と区内の既存の関係機関、医療、福祉、司法等の分野を超えた多職種が連携し、地域連携ネットワークを強化することが重要です。

区では、この地域連携ネットワークに関し、今後、次のような役割を念頭に整備し、意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の利用促進に努めていきます。

【1】 地域連携ネットワークの体制整備の推進

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者等が、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や価値観を継続的に把握し、必要な対応を行うチームです。サービス担当者会議などの既存の会議体も活用しながら、支援チームを構成します。

後見等開始後は、この支援チームに後見人等が加わり、地域連携ネットワークの中で支援を受けながら対応を担っていきます。

イ 協議会

成年後見制度にかかわる法律職や福祉職、介護や医療関係者、地域の支援者による江東区成年後見制度利用促進協議会を設け、専門職団体や関係機関との連携強化を図ります。

ウ 中核機関

区では、令和5年4月に中核機関の機能を整理し、区と権利擁護センターとが分担して担う体制を整備しました。中核機関は、地域連携ネットワークをコーディネートする機能があります。

【2】 中核機関の役割の機能充実

(1) 相談支援

認知症や障害等により、権利擁護を必要とする者を支援する上で、成年後見制度の利用に関する相談支援の充実は重要です。

中核機関は、障害や高齢等の理由により、判断能力が十分ではない方の権利擁護に関する総合相談窓口となり、必要に応じて、本人と支援チームに対して、地域連携ネットワークから法律・福祉の専門的助言を行います。

また、居宅介護支援事業所、計画相談事業所、福祉事務所、病院、地域関係者などの身近な支援者からの情報を基に、本人の状況に応じた権利擁護支援の方向性（区長申立て含む）について、長寿サポートセンター、地域活動支援センター、保健相談所等と検討・連携の上、支援していきます。

また、本人の同意が得られない場合や、後見申立ての必要性等に疑義が生じて多角的な視点での検討が必要な場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士、高齢者支援機関、障害者支援機関など専門性を備えたメンバーによる権利擁護支援方針検討会議（以下「アドバイザリー会議」といいます。）を開催します。会議中に、適切な支援内容に関する検討及び本人の見守り体制を含め、権利擁護支援のあり方やタイミング等の検討を行います。

その際、本人の生活を守るとともに、意思決定支援をする観点から、後見類型だけではなく、保佐や補助類型の積極的な利用や任意後見の利用の可能性も考慮することとします。

（２）受任者調整

成年後見制度の利用が必要な人に対し、申立会議やアドバイザリー会議を活用し、本人の状況や意思に応じて、誰が申立人となるのか、また、ふさわしい後見人候補者の調整を行います。

その際、親族後見人、市民後見人の検討など身上保護を重視する視点での検討も行います。

また、申立手続の際に必要な診断書の取得が困難な場合は、対応可能な医療機関などとの連携も担います。

（３）モニタリング

中核機関では、成年後見制度の申立支援を行った支援チームに対し、後見人等選任後の継続的な見守りや必要に応じた支援を実施するため、モニタリングを実施しています。

【３】 成年後見人等の養成・支援

（１）担い手の確保・育成等の推進

権利擁護センターでは市民後見人の養成を行っており、令和６年度までに累計２９名の市民後見人候補者が登録されました。また、令和６年度末現在、計１８名の方が市民後見人として選任されています。

中核機関では、登録者に対して研修や連絡会を実施し、活躍のためのフォローアップを行っています。

市民後見人は成年後見制度の担い手という観点だけでなく、地域共生社会の実現に向け、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援や日常生活自立支援事業の生活支援員など地域において広く権利擁護にかかわる活躍ができるよう支援を行っています。

【市民後見人に関する講座の開催実績】

講座名等		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民後見人 養成講習	回数	—	—	1	1
	参加人数	—	—	3	3
フォローアップ 研修	回数	4	2	3	3
	参加人数	12	10	9	14

【市民後見人等の養成状況】

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民後見人 登録者数	15	14	17	20
後見人等の 受任者数	3	7	7	3

【法人後見人等の受任実績】

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法人後見人 受任件数	1	1	1	1
法人後見監督 人受任件数	3	6	6	2

(2) 後見人支援

後見人等が本人の身上保護に配慮した業務を円滑に進めるためには、本人に身近な親族、福祉、介護、医療、地域の関係者との情報共有や役割分担が欠かせません。そのため、中核機関は成年後見制度の申立支援を行った支援チームと連携して、後見人等選任後の継続的な見守りや必要に応じた支援に向けモニタリングを実施します。そこで、成年後見制度の利用に至った課題解決の状況、支援チーム内の協力状況や本人の希望等を聞き取ります。さらに必要な場合には、弁護士等の専門相談やアドバイザー会

議を活用し、チームの再編成や後見人等の交代、類型の見直しなどを検討し、助言を行います。

【4】 制度の周知・啓発

令和4年度実施の江東区高齢者生活実態等調査によると、成年後見制度の認知度は半数程度に留まっており、また認知症になったら必ず成年後見人等をつけなければならないといった誤解もありました。

成年後見制度の理解が深まり、成年後見制度を利用したい人が、利用したい時に利用できるように、成年後見制度の周知・啓発に努めます。

(1) 広報

地域において広く成年後見制度の理解を深めていただくために、中核機関は、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体や長寿サポートセンター、福祉事業所、医療機関、金融機関、民生・児童委員、自治町会などの関係機関と連携し効果的な広報活動を推進します。

① 区民への周知・啓発

区報や区ホームページのほか、パンフレット作製・配布など、様々な機会や手段を通じて、情報発信、情報提供を行います。

また、権利擁護センターでは、成年後見制度講習会や区民向けの出前講座を開催しています。

② 関係者への周知・啓発

権利擁護センターでは、判断能力が十分ではない方と接する機会が多い福祉・医療・地域の関係者等を対象に研修会やセミナー等を開催します。

また、既存の様々な会議体等を通じて制度への理解を深めてもらうことにより、権利擁護支援が必要な人の早期発見につなげ、必要な医療、介護等を受けられるようにします。

【5】 制度の利用支援

自身や親族による成年後見の申立てが困難な場合には、適切に区長申立てを行います。また、経済的な理由により後見人等への報酬費用等の支払いが困難な場合には、報酬費用等の助成を行うことにより、制度の利用を促進します。

6 計画の推進体制・進行管理

【1】 計画の推進体制

本計画は、区と社会福祉協議会で運営する中核機関を中心に推進していきます。地域連携ネットワークを活かし、江東区成年後見制度利用促進協議会に参画している関係機関・団体等と協力・連携し取り組んでいきます。

その他、地域共生社会の実現のために、地域で活動している団体等とも協力・連携し、成年後見制度等の権利擁護支援の必要性を区民に正しく周知し、活動する方のすそ野を広げて、地域全体で支援できるよう取り組んでいきます。

【2】 計画の進行管理

計画のPDCA（計画、実行、評価、見直し・改善）サイクルを実行し、より効果的に施策を推進していく必要があることから、江東区成年後見制度利用促進協議会の中で、中核機関の取組みを報告し、各施策の有効性や今後の事業の方向性などについての意見・助言等を得て進行管理を実施していきます。

7 成年後見制度と日常生活自立支援事業の見直し

【1】 成年後見制度の見直し

令和6年4月から令和8年1月にかけて、国の法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しにむけた検討が行われました。

区としても、新たな制度設計に沿った形で、本人の意思を尊重した必要な支援を行っていきます。

法定後見制度の見直しの概要			
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度		
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている		
対象者の能力	不十分	著しく不十分	欠く常況
制度	補助	保佐	後見
支援を行う者	補助人	保佐人	後見人
支援の内容	特定の行為の代理 重要な財産上の行為の一部の取消し 必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択	特定の行為の代理 重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の全部の取消し
見直し後の制度	適用範囲の拡大		廃止
対象者の能力	不十分		欠く常況
制度	補助		選択可
必要とする支援の内容	代理 特定の行為の代理	取消し 重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	取消しの特別 重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し
必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択			
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為

※ 出所 令和8年1月13日「法定後見制度の見直し案の概要」（法制審議会 資料）

【2】 日常生活自立支援事業の見直し

これまで家族・親族等が担ってきた日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題に対応することが必要とされています。

こうした中、令和7年12月18日に発出された「社会保障審議会福祉部会報告書」において、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、現在、社会福祉協議会で実施している日常

生活自立支援事業を拡充・発展させ、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業を社会福祉法に位置づけ、一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施できるようにすることが必要である、との指摘がされました。

8 江東区成年後見制度利用促進協議会委員名簿

(敬称略)

職種等	氏名	備考
弁護士	吉野 智	会長
司法書士	海保 祐子	
医師	岡本 克郎	副会長
社会福祉士	後藤 哲男	
高齢者支援機関	荒崎 建二郎	
障害者支援機関 (知的)	原 隆典	
障害者支援機関 (精神)	齋藤 栄一	
民生委員 (~R8. 1. 13) (R8. 1. 14~)	杉岡 秀子 雨宮 幸子	
成年後見制度推進機関	伊東 直樹	
福祉部長	岩井 健	
福祉課長	大町 里砂	
地域ケア推進課長	荒井 隼也	
障害者支援課長	工藤 充	
保健予防課長	吉川 秀夫	

9 用語集

◎ 成年後見制度の概要

		補助	保佐	後見
要件	対象者 判断能力	判断能力が 不十分な方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が欠けてい るのが通常の状態の 方
開始の 手続き	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、任意後見人受任者、任意後見人、任意後見監督人、区市町村長		
	本人の同意	必要	不要	不要
同意権・ 取消権	付与の対象	申立てにより 家庭裁判所が定める 行為	民法第13条第1項 記載の行為のほか、 申立てにより家庭裁 判所が定める行為	原則として すべての法律行為
代理権	付与の対象	申立てにより 家庭裁判所が定める 行為	同左	原則として すべての法律行為
	本人の同意	必要	必要	不要

◎ 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第81条に規定する都道府県社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業であり、江東区社会福祉協議会に委託され実施しています。

認知症や障害等により、判断能力が十分ではない方に対し、地域で安心して暮らせるよう、本人の契約に基づき基本サービスとなる福祉サービスの情報提供、利用手続きの援助事業、追加のサービスの日常的金銭管理サービス、重要書類の預かりサービスの支援を行っています。

◎ 権利擁護支援方針検討会議（アドバイザー会議）

アドバイザー会議は、江東区成年後見制度利用促進協議会の小委員会として、判断能力が十分ではない方とその関係者による「支援チーム」が権利擁護に関する課題を解決できるよう、必要な助言をすることを目的として設置しています。

例えば、介護支援専門員や相談支援専門員等から、今後の支援として日常生活自立支援事業か成年後見制度の利用が良いのか入口支援に関する課題がある場合や、後見人等が選任されたものの支援に行き詰まりが生じた際の新たな支援方針について、支援者も参加して法律、福祉の専門職と共に協議を行い、多角的なアドバイスを受けることができる機会となっています。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（案）

発行年月日　：　令和８年３月　印刷物登録番号　（）

編集発行　　：　江東区福祉部地域ケア推進課

〒１３５－８３８３

江東区東陽４－１１－２８

電話（３６４７）９１１１（大代表）